2　前項第一号及び第二号に掲げる事項の公表は、同項に定めるところによるほか、次に定めるところにより行わなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項にあっては、主要な産地と併せて公表すること。

二　前項第二号に掲げる事項にあっては、価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。

三　前項第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、次に掲げる区分ごとに行うこと。

イ　せり売又は入札の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）

ロ　相対による取引の方法による卸売（ハ又はニに掲げるものを除く。）

ハ　法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が仲卸業者その他の特定の買受人以外の買受人に対し生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあっては、当該買受人に対する卸売

ニ　法第四条第五項第六号の規定により卸売業者が卸売市場内にある生鮮食料品等以外の生鮮食料品等の卸売をすることを制限する遵守事項を定めている場合にあっては、当該生鮮食料品等の卸売

(7)　商品
(8)　貯蔵品
(9)　前渡金（荷主前渡金を除く。）
(10)　荷主前渡金
(11)　前払費用（一年内に償却され費用となるものに限る。）
(12)　未収収益
(13)　立替金
(14)　短期貸付金
(15)　未収金
(16)　仮払金
(17)　(1)から(16)までに掲げるもの以外の流動資産
(18)　建物
(19)　構築物
(20)　機械及び装置
(21)　船舶及び車両その他の陸上運搬具
(22)　工具、器具及び備品
(23)　土地
(24)　建設仮勘定
(25)　(18)から(24)までに掲げるもの以外の有形固定資産
(26)　のれん
(27)　借地権（地上権を含む。）
(28)　電話加入権
(29)　施設負担金
(30)　(26)から(29)までに掲げるもの以外の無形固定資産
(31)　投資有価証券（子会社株式を除く。）
(32)　子会社株式
(33)　出資金（子会社出資金を除く。）
(34)　子会社出資金
(35)　長期貸付金
(36)　開設者預託保証金
(37)　定期預金（支払期日が一年内に到来しないものに限る。）
(38)　長期前払費用（(11)に掲げるものを除く。）
(39)　事業者保険料
(40)　(31)から(39)までに掲げるもの以外の投資等
(41)　創立費
(42)　開業費
(43)　試験研究費
(44)　開発費
(45)　新株発行費
(46)　(41)から(45)までに掲げるもの以外の繰延資産